議題(1)報告事項イ

資料 2-1

北本市国民健康保険税条例の一部改正について(報告)

- 1 税率等の改定について (令和7年第1回市議会定例会可決)
 - (1) 改正の趣旨・主な改正内容等 国保財政の安定化と保険税の準統一の両方に対応していくため、下表のとおり税率等の見直しを行うもの。
 - (2) 施行期日 令和7年4月1日

税率等の改定状況

(条例第5条、第7条、第8条、第9条、第10条関係)

	区分	改定前税率等 (令和6年度)	改定後税率等 (令和7年度)	差	
医療分	所得割	7. 30 %	7. 30 %	- %	
	均等割	29,900 円	38,900 円	9,000 円	
支援分	所得割	2.90 %	2.80 %	△ 0.10 %	
	均等割	10,200 円	13,500 円	3,300 円	
△=# /\	所得割	2. 20 %	2. 20 %	- %	
介護分	均等割	14,700 円	16, 100 円	1,400 円	
計	所得割	12.40 %	12.30 %	△ 0.10 %	
	均等割	54,800 円	68,500 円	13,700 円	

※均等割額の引上げ改定に伴い、低所得世帯に係る均等割額の「軽減額」についても引上げとなっています。(条例第22条第1項関係)

2 **低所得世帯に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直**し (令和7年3月31日専決処分、令和7年第2回市議会臨時会報告)

- (1) 改正の趣旨・主な改正内容等 地方税法施行令の一部改正を踏まえ、国民健康保険税均等割額の5割軽減・2 割軽減の対象となる所得の基準について、下表のとおり改定するもの。
- (2) 施行期日 令和7年4月1日

軽減判定所得の改定状況

改定前	改定後 (太字下線)		
軽減判定所得	軽減判定所得		
【7割軽減基準額】	【7割軽減基準額】※変更なし		
43 万円+10 万円×(給与所得者等の数-1)	43 万円+10 万円×(給与所得者等の数-1)		
【5割軽減基準額】	【5割軽減基準額】※改定		
43 万円+ (<u>29.5 万円</u> ×被保険者数) +10 万円	43 万円+(30.5 万円 ×被保険者数)+10 万円		
×(給与所得者等の数-1)	×(給与所得者等の数-1)		
【2割軽減基準額】	【2割軽減基準額】※改定		
43 万円+(<u>54.5 万円</u> ×被保険者数)+10 万円	43 万円+(<u>56 万円</u> ×被保険者数)+10 万円		
×(給与所得者等の数-1)	×(給与所得者等の数-1)		

3 令和7年度国民健康保険税の課税状況等(参考)

(1) 国民健康保険税 現年課税分の状況 (令和7年7月1日時点)

単位:円

	① 当初予算	② 当初賦課(調定額)	③ (②-①) 差
医療分	814, 152, 000	894, 165, 000	80, 013, 000
支援分	300, 050, 000	329, 295, 800	29, 245, 800
介護分	98, 309, 000	106, 844, 600	8, 535, 600
計	1, 212, 511, 000	1, 330, 305, 400	117, 794, 400

[※]①は、予算編成時の調定見込額に対し、徴収率 93.0%を乗じた徴収見込額をもって計上したものとなります。

(2) 低所得世帯に係る国民健康保険税の軽減措置の状況(令和7年7月1日時点)

単位:人、円

		① 当初予算		② 当初賦課		③ (②-①) 差	
		人数	軽減額	人数	軽減額	人数	軽減額
7 割軽減	医療分	2, 676	72, 867, 480	2.577	70, 171, 710	△ 99	△ 2, 695, 770
	支援分		25, 288, 200		24, 352, 650		△ 935, 550
	介護分	1,064	11, 991, 280	960	10, 819, 200	△ 104	△ 1, 172, 080
5 割軽減	医療分	1,654	32, 170, 300	1,679	32, 656, 550	25	486, 250
	支援分		11, 164, 500		11, 333, 250		168, 750
	介護分	407	3, 276, 350	414	3, 332, 700	7	56, 350
2 割軽減	医療分	1, 528	11, 887, 840	1, 574	12, 245, 720	46	357, 880
	支援分		4, 125, 600		4, 249, 800		124, 200
	介護分	347	1, 117, 340	316	1,017,520	△ 31	△ 99,820
計	医療分	5, 858 1, 818	173, 888, 890	5, 830 1, 690	170, 179, 100	△ 28 △ 128	
	支援分						△ 3, 709, 790
	介護分						

[※]②は、過年度課税分を除いた調定額で、徴収率は未反映となります。